

令和7年度全国メディカルコントロール協議会連絡会（第2回）

海上保安庁からの情報提供

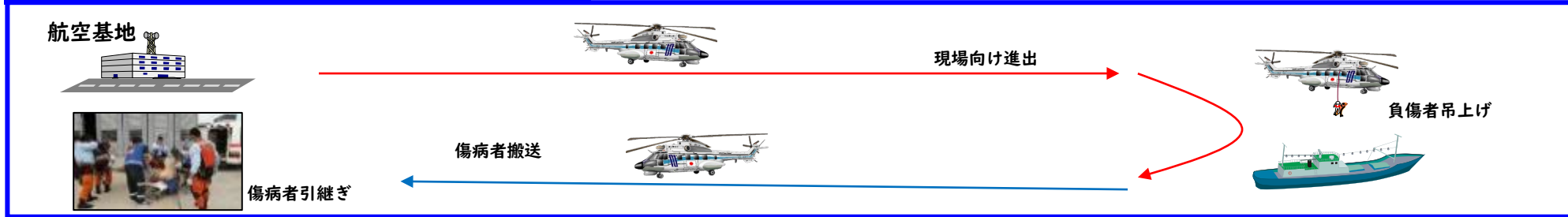
- 1 海上保安庁の救助・救急体制
- 2 海上保安庁メディカルコントロール体制
- 3 海上保安庁における消防救急隊等との連携

海上保安庁 警備救難部 救難課
(海上保安庁メディカルコントロール協議会事務局)

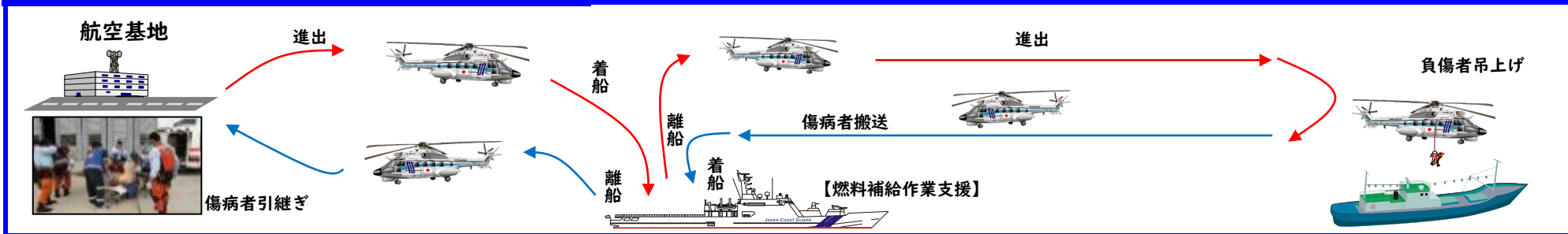
1 海上保安庁の救助・救急体制

【傷病者の搬送パターン】

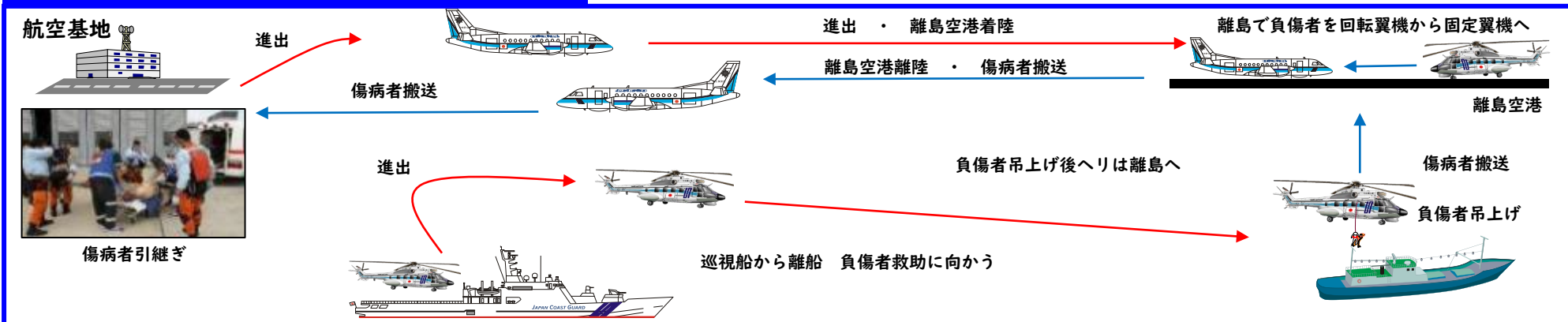
ヘリコプター又は巡視船単独による搬送



巡視船を経由してヘリコプターによる搬送



巡視船、飛行機、ヘリコプターによる搬送



1 海上保安庁の救助・救急体制

【救助・救急勢力の配置】

特殊救難隊



所属 羽田特殊救難基地

人数 41名

資格 救急救命士または救急員

機動救難士



所属 航空基地（**全国に10か所**）

人数 9名

資格 救急救命士または救急員

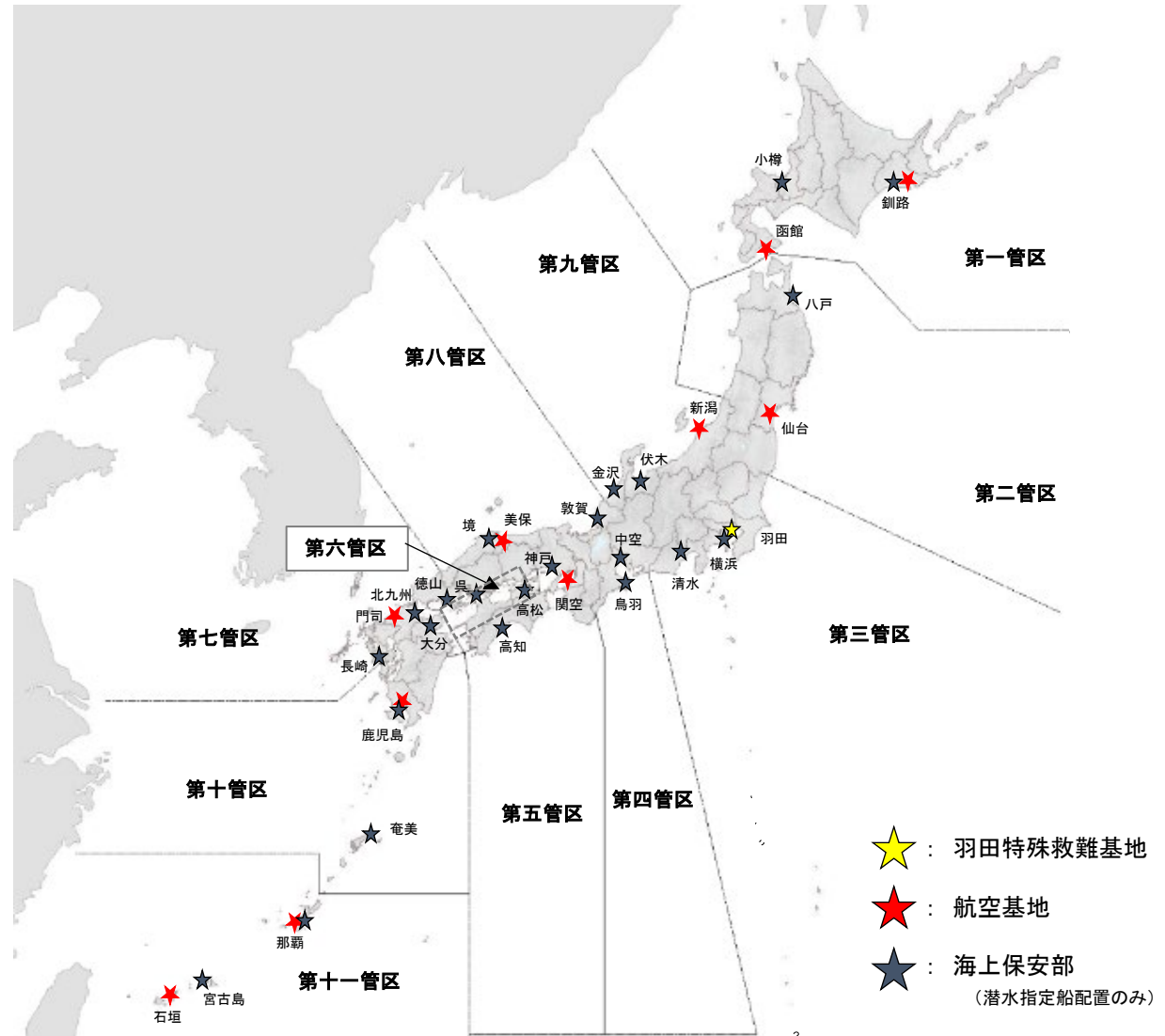
潜水士



所属 潜水指定船（全国に23隻）

人数 5名または7名

資格 救急員



【救助・救急部隊の業務範囲】

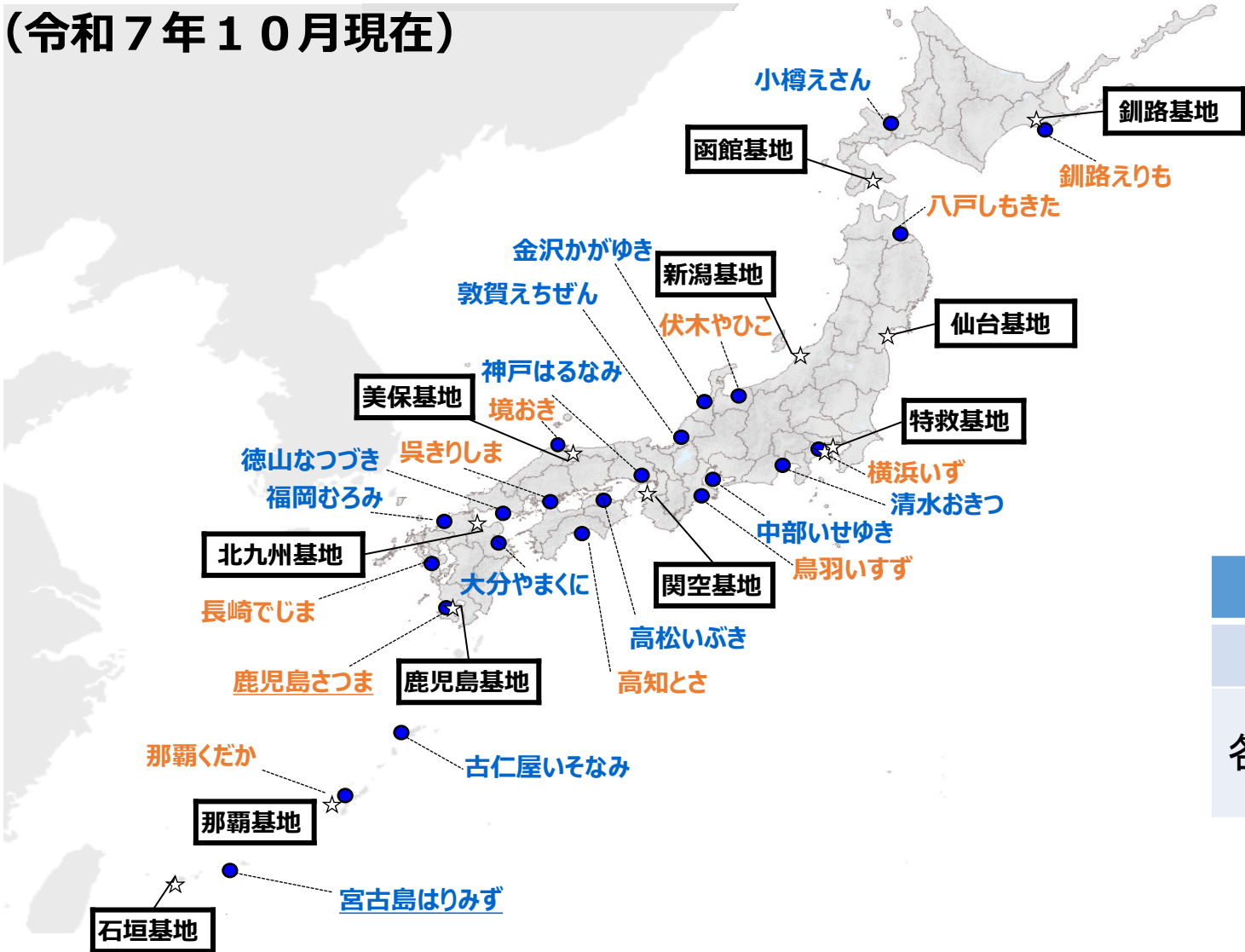
	潜水	航空救難	救急	火災危険物・CBRNE ※1
				
特殊救難隊 Special Rescue Team	高度な知識・技術を必要とする特殊海難における人命・財産の救助 潜水・60m※3 「リペリング降下」等 (ロープを使って自力で降下) 救急救命士・救急員を配置			
機動救難士 Mobile Rescue Technicians	ヘリコプターと連携した吊上げ救助等迅速な人命救助 潜水・8m※2 「リペリング降下」等 (ロープを使って自力で降下) 救急救命士・救急員を配置			
潜水土 Diver	潜水技術を必要とする海難における人命・財産の救助等 潜水・40m 「ホイスト降下」等 (ウインチを使って降下) 救急員を配置			

※1 CBRNE :
Chemical(化学), Biological,
(生物) Radiological(放射性
物質), Nuclear (核)
Explosive(爆発物)に起因する
災害。

※2 航空機の搭乗を考慮して、
一定の制限を設けている。

※3 混合ガス潜水資器材を使用し
た場合に限り、深度60mまで潜
水可能。

【全管区の救急救命士・救急員配置図】
(令和 7 年 1 0 月現在)



救急救命士		救急員	
所属	合計	所属	合計
各基地	33人	各基地	131人
		巡視船艇	

※図中下線は救急員未配置の船艇を示す。

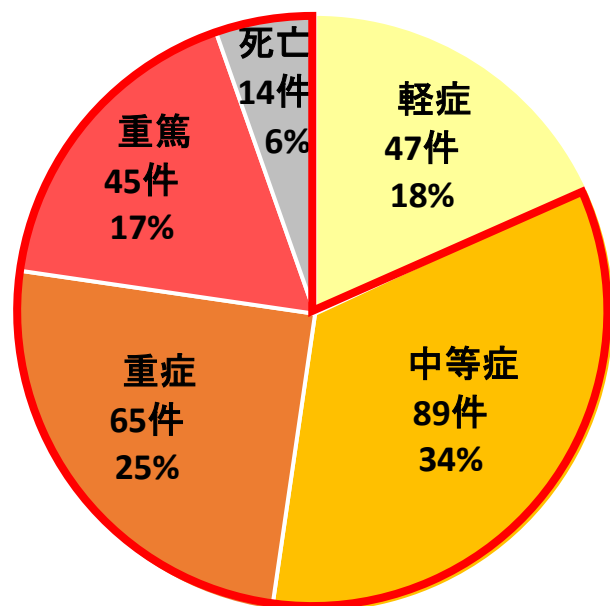
1 海上保安庁の救助・救急体制

【救急救命士・救急員の実績（令和6年度）】

重症度内訳

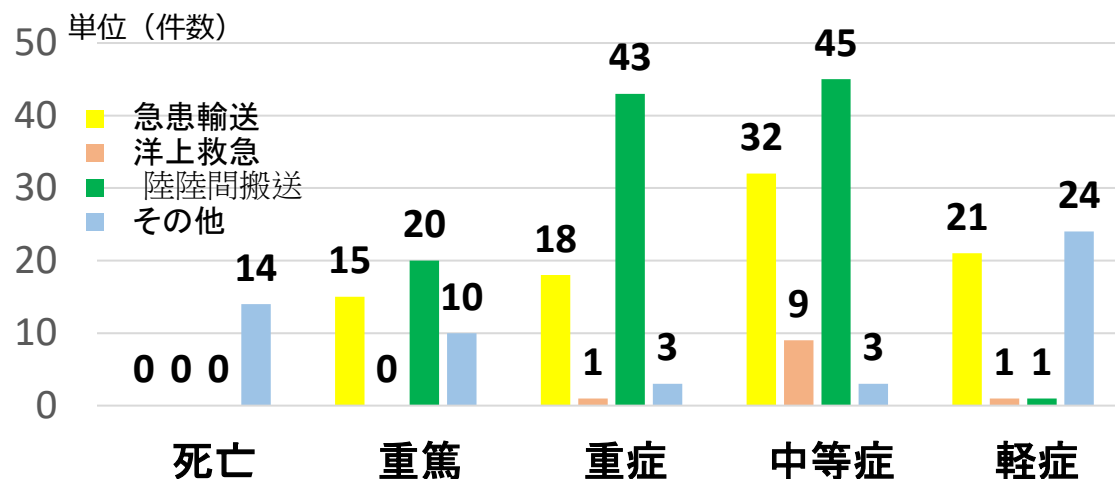
重症度別 中等症以上**82%**

総件数**260件**



死 亡・・・初診時死亡が確認された
 重 篤・・・生命の危険が切迫している
 重 症・・・生命の危険が強いと認められた
 中等症・・・入院を要する
 軽 症・・・軽易で入院を要しない

重症度・搬送形態別



	急患輸送	洋上救急	陸陸間搬送	その他	計 (件)
死亡	0	0	0	14	14
重篤	15	0	20	10	45
重症	18	1	43	3	65
中等症	32	9	45	3	89
軽症	21	1	1	24	47
計 (件)	33	86	114	54	260

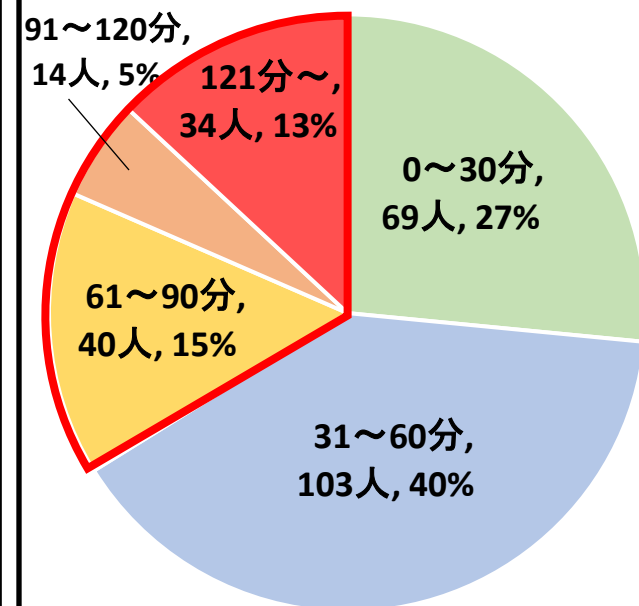
【搬送形態の説明】

急患輸送・・・傷病者発生による救助要請で、当庁職員のみで対応
 洋上救急・・・日本水難救済会の事業で、当庁の巡視船艇・航空機により、医師・看護師等を現場に輸送し、救急往診を実施
 陸陸間搬送・・・地方自治体からの要請により、医療従事者同行の上、有人離島などから傷病者を搬送
 その他・・・上記3つに属さない傷病者の搬送（例：行方不明者発生による捜索要請からの発動等）

搬送時間内訳

（傷病者接触→医療機関等へ引継ぐ迄）

時間別 61分以上**33%**

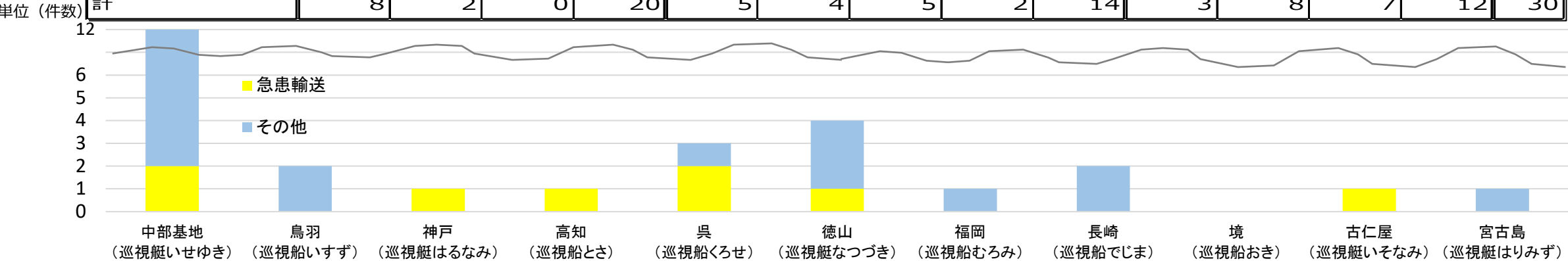


搬送手段は、航空機、巡視船艇を使用

1 海上保安庁の救助・救急体制

【潜水指定船救急員の実績（令和6年度）】 ※令和4年5月～潜水指定船に救急員を順次配置

保安部署 (巡視船艇名)	搬送別				重症度					分類				計
	急患輸送	陸陸間搬送	洋上救急	その他	死亡	重篤	重症	中等症	軽症	外傷	溺水	心疾患等	その他	
中部基地 (巡視艇いせゆき)	2			10	1		1		10		1	2	9	12
鳥羽 (巡視船いすず)				2	2						2			2
神戸 (巡視艇はるなみ)	1								1				1	1
高知 (巡視船とさ)	1						1					1		1
呉 (巡視船くろせ)	2			1	1	1		1		1	1	1		3
徳山 (巡視艇なつづき)	1			3	1	2			1		3	1		4
福岡 (巡視船むろみ)				1					1				1	1
長崎 (巡視船でじま)				2		1			1		1		1	2
境 (巡視船おき)		1					1					1		1
古仁屋 (巡視艇いそなみ)	1	1					1	1		1		1		2
宮古島 (巡視艇はりみず)				1			1			1				1
計	8	2	0	20	5	4	5	2	14	3	8	7	12	30



- 令和6年度は、潜水指定船11隻が30件対応しており、令和5年度の実績(潜水指定船10隻が23件対応)と比較して増加しています。
- 機動救難士又は特殊救難隊の配置がない管区(第四管区、第六管区)の救急員の実績が多い傾向となっています。
- 陸陸間搬送及び洋上救急は基本的に各基地の航空機での対応となるため、潜水指定船救急員の対応は、急患輸送やその他が主となっています。

- 洋上の傷病者を巡視船艇・航空機により**長時間搬送**する特殊性（広い・遠い・時間がかかる）
- **都道府県の枠を超えて展開**する特殊性



- 全国を統括的にメディカルコントロールする組織の設置
- 平成17年6月17日、救急医学及び法律の専門家、各地域で指示を実施する医療機関並びに海上保安庁(事務局本庁救難課)により組織する「**海上保安庁メディカルコントロール協議会**」を設置

※今年度、海上保安庁メディカルコントロール協議会は設立20周年を迎えました！

海上保安庁メディカルコントロール協議会

事後検証小委員会

- ・実施した処置の事後検証

研修教育小委員会

- ・研修・教育計画の策定
- ・実習ガイドライン等の策定

プロトコール小委員会

- ・プロトコール（処置標準）の策定

総会

- ・小委員会決定事項の検討
- ・小委員会に対する問題提起

【構成員】
救急医療に精通した
医師、法専門家等

会長 猪口 貞樹 海老名総合病院 病院長補佐
(一般財団法人 日本航空医療学会理事長等)



副会長 加地 正人 埼玉医科大学国際医療センター 救命救急センター長

委員長 横堀 将司 日本医科大学大学院 医学研究科 救急医学分野
(事後検証) 大学院教授

委員長 久野 将宗 日本医科大学多摩永山病院 救命救急科部長
(研修・教育)

委員長 北川 喜己 名古屋掖済会病院 院長・救命救急センター特別顧問
(プロトコール)

2 海上保安庁メディカルコントロール体制

【指示医療機関・検証医療機関】

各管区本部と管轄の指示医療機関との間で業務協定を締結

【管区本部所属の救命士⇔当該管区所在の指示医療機関】

自然災害等を想定 → 平成31年協定締結見直し

本庁との業務協定を締結

【海上保安庁の救命士⇔全国の指示医療機関】

指示医療機関（12）

市立釧路総合病院

市立函館病院

仙台医療センター

日本医科大学多摩永山病院

名古屋掖済会病院

大阪府泉州救命救急センター

県立広島病院

済生会福岡総合病院

島根県立中央病院

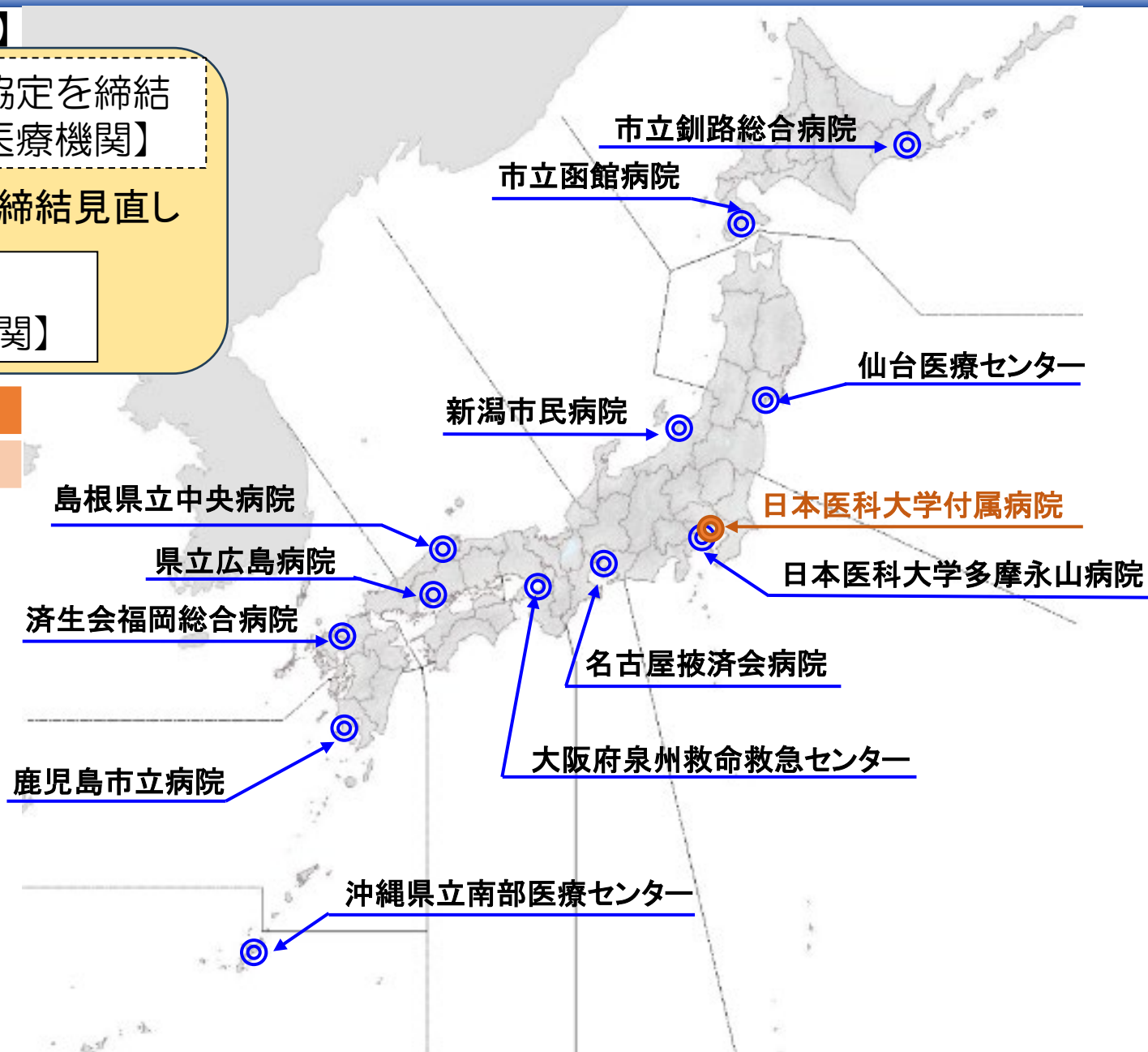
新潟市民病院

鹿児島市立病院

沖縄県立南部医療センター

検証医療機関（1）

日本医科大学付属病院



3 海上保安庁における消防救急隊等との連携

経緯：消防機関の救急救命士からの特定行為引継ぎ症例

【概要】傷病者：58歳 男性（外国籍船員）

令和7年2月、北九州市若松区の岸壁に着岸中の外国籍大型貨物船（全長約230メートル）において、乗組員が機関室内の階段を上がっていたところ、急に胸を押さえて苦しみだし、意識を失ったことから当庁に救急要請があった。第七管区北九州航空基地の機動救難士4名がヘリコプターと陸行に分かれて出動。陸行で出動した救急救命士隊員が、現場で消防の救急救命士から特定行為を引継ぎ、当庁ヘリコプター到着後に傷病者を吊上げ救助し、近隣の場外離着陸場まで搬送後、ドクターカーの医師に引き継いだ。

荷役のため着岸中の
大型貨物船



【時系列】

- 08:40 発症
- 09:50 北九州航空基地情報入手
- 09:50 機動救難士（陸行2名）発動（別業務のため先行中）
- 10:22 傷病者接触
 - 1 'stバイタル（陸行の救急救命士による観察）
 - 意識：JCSⅢ-300、心肺停止状態
 - 特定行為の引継ぎ：気管挿管、静脈路確保（乳酸リンゲル液）
- 10:24 当庁ヘリコプター基地出発（機動救難士2名同乗）
- 10:41 当庁ヘリコプター現場到着
- 10:58 ヘリコプターで吊上げ救助（自動心臓マッサージ器使用）、機内収容
- 11:00 特定行為の引継ぎについて、指示医療機関へ報告
- 11:04 引継ぎ場所の場外離着陸場到着
- 11:06 ドクターカーの医師へ引き継ぎ完了



当庁ヘリコプターから降下する機動救難士



舷梯（タラップ）のイメージ
注）実際の舷梯と異なる

【現場の状況】

消防機関の救急救命士から特定行為（気管挿管、静脈路確保）を引継いだ。
現場（船上）において消防機関と協議の上、狭隘で傾斜の付いた長い舷梯（タラップ）上の担架搬送は救急救命処置の継続が困難かつ時間を要すると判断し、当庁ヘリコプターで甲板上から吊上げ救助して搬送する計画とした。

改善：救急活動プロトコルの改正

他機関の救急救命士又は救急隊員からの処置引継ぎを明文化。今後、当庁メディカルコントロール協議会総会に提議予定。